

粕屋町立粕屋中央小学校

いじめ防止基本方針



令和6年4月

粕屋町立粕屋中央小学校

《目次》

1	粕屋中央小学校いじめ防止基本方針策定の意義	1
	(1) 粕屋中央小学校いじめ防止基本方針の意義	
	(2) いじめ防止対策推進法制定の意義	
	(3) 国のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方	
2	いじめの定義及び防止等に関する考え方	2
	(1) いじめの定義と理解	
	(2) いじめ防止等に関する考え方	
	① いじめを生まない教育活動の推進	
	② いじめの早期発見の取組の充実	
	③ いじめの早期対応と継続指導の充実	
	④ 地域・家庭との積極的連携	
	⑤ 関係機関との密接な連携	
3	いじめ防止等の対策	4
	(1) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）	
	(2) いじめ防止等の対策のための組織	
	(3) 取組状況の評価と改善	
	(4) 関係機関との連携	
	(5) 適切な学校評価・教員評価	
	(6) 具体的な対策	6
	① いじめを生まない教育活動の推進	
	② いじめの早期発見	
	③ いじめの早期対応	
	④ 児童理解と教育相談体制の整備	
	⑤ 職員研修の充実	
	⑥ 保護者・地域等への働きかけ	
4	重大事態への対応	12
	(1) 重大事態の意味	
	(2) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）	
	(3) 学校による調査	
	① 調査を行うための組織	
	② 事実関係を明確にするための調査の実施	
	ア いじめられた児童からの聞き取りが可能な場合	
	イ いじめられた児童からの聞き取りが不可能な場合	
	③ その他の留意事項	
	(4) 調査結果の提供及び報告	
	① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任	
	② 調査結果の報告	
5	その他	16
	(1) 学校生活アンケート	
	(2) いじめに関するアンケート	
	(3) 問題行動共有化シート	
	(4) いじめ早期発見のためのチェックシート	

粕屋町立粕屋中央小学校

「いじめ防止基本方針」

1 いじめ防止基本方針策定の意義

(1) 粕屋中央小学校いじめ防止基本方針の意義

本校においては、これまでいじめ問題の解決を目指して、早期発見、早期対応等諸対策を講じ取り組んできたところである。しかしながら、昨今のいじめの現状を考えると、本校においても、いじめ問題への一層の強化を図ることが必要である。

そこで、法の趣旨を踏まえ、本校において、いじめの防止等がより体系的かつ計画的に実施されるよう「粕屋中央小学校いじめ防止基本方針」を定めた。

本基本方針は、法の規程により実施すべき対策について、「国・福岡県・粕屋町の基本方針」に沿っていじめ問題に対する本校の役割と責任、取り組むべき事項を明確化することとした。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげる。

- ①いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ②児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

(2) いじめ防止対策推進法制定の意義

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあることから、いじめ問題への対応は喫緊の重要課題として、これまでも国や各地域、学校において様々な取組が行われてきた。

しかしながら、未だいじめを背景として、児童の生命や心身に重大な危険が生じる事案が発生している。

したがって、いじめから一人でも多くの子どもを救うために、子どもを取り囲む大人一人一人が「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめはどの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。このように、いじめの問題は、学校を含めた社会全体に関する国民的な課題であり、社会総がかりでいじめの問題に対峙するために基本的な理念や体制を整備することが必要であることから、平成25年6月、「いじめ防止対策推進法」が成立した。

(3) 国のいじめ防止対策基本方針の基本的な考え方

国のいじめ防止基本方針は、法を踏まえ、各地域の実態に応じて、いじめの防止等（いじめの未然防止、いじめの早期発見及びいじめの対処をいう。）のため、地域や家庭・関係諸機関の連携等をより実効的なものにするため、法により新たに規定された地方公共団体・学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を活かしたいじめ防止等のための取組を定めたものである。

2 いじめの定義及び防止に関する考え方

(1) いじめの定義と理解

《法におけるいじめの定義》

いじめの定義【いじめ防止対策推進法 第2条】

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

《解釈》

○ 「一定の人間関係」

学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係を指す。

○ 「心理的な影響」

冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことをいわれる。仲間はずれ、集団による無視をされる。パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされる。等

○ 「物理的な影響」

嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。ぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする、金品をたかられる。金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。等

《留意事項》

○ いじめの対応にあたっては、いじめられたとする児童生徒の立場に立ち、いじめがあったという認識のもとで受容的に接するとともに、いじめられた児童生徒を全面的に支援すること。

《運用》

○ 児童生徒間のトラブルを法の「いじめの定義」に照らして指導するのではなく、児童生徒間のトラブルは軽微なものを含めて、常にその解消に向けて指導することが必要である。定義はあくまでも法の対象としての指標であり、定義に左右されることなく、学校は常に子どもの状況を見守り、よりよい人間関係を築けるよう指導する必要がある。

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせや意地悪等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせ得る。

また、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

(2) いじめの防止等に関する考え方

① いじめを生まない教育活動の推進

いじめを生まない教育活動を推進する。つまり、児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努める。道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を児童がもつように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを知らしめる。具体的ないじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりは、次の通りである。

② いじめの早期発見の取組の充実

「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていくことが必要である。おかしいと感じた児童がいる場合には学年や生徒指導委員会等の場において気付いたことを共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、教育相談を活用して当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。

③ いじめへの早期対応と継続的指導の充実

いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたる。

情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、いじめている側の児童に対しては毅然とした態度で指導にあたる。傍観者の立場にいる児童たちにもいじめているのと同様であるということを指導する。学校内だけでなく各種団体や専門家と協力をして解決にあたる。

いじめられている児童の心の傷を癒すために、S S Wや養護教諭と連携を取りながら、指導を行っていく。いじめが発生した時には、速やかに教育委員会に電話連絡する。その後、教育委員会に報告書を提出する。

④ 地域・家庭との積極的連携

いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。

学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、地域の民生委員や公民館、子ども会等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

⑤ 関係機関との密接な連携

学校だけでなく、家庭の問題等を多く含む際には、S CやS S Wと連携し、面談を行ったり、家庭訪問をしてもらったりする。また、事例によっては、児童相談所や家庭裁判所とも連携する。いじめの中には、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものがあり、これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとる、

さらには、法務局とも連携し、「S O S ミニレター」の情報等も共有し、解決にあたる。

3 いじめの防止等の対策

(1) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）（いじめ防止対策推進法）

- 保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組み、個別のいじめに適切かつ迅速に対処する責務（第8条）
- 国や県、市町村のいじめ防止基本方針を参酌し、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針策定の義務（第13条）
- いじめ防止のための道徳教育や体験活動等の充実、児童が自主的に行う活動への支援・啓発、その他必要な措置（第15条）
- いじめに関する早期発見のための措置や相談体制の整備、被害児童の権利等を擁護する配慮（第16条）
- 教員研修等、教職員の資質の向上に必要な措置（第18条）
- インターネットを通じて行われるいじめの防止のための啓発活動の実施（第19条）
- 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織の設置（第22条）
- いじめの通報に係る学校設置者への報告体制の構築（第23条）
- 校長及び教員による加害児童に対する適切な懲戒（第25条）

(2) いじめ防止等の対策のための組織

（学校におけるいじめ防止等の対策のための組織）第22条

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

学校は、いじめの防止等のために学校の中核となって組織的な対応を促進する学校におけるいじめ防止等の組織を設置するものとされている。

本校においては、これまでも「いじめ問題総合対策」に基づき、組織的な体制の構築等に取り組んできている。しかし、さらなる充実を図るためには、必要に応じ、心理・福祉の専門家、弁護士、医師、警察官経験者などの外部の専門家を活用する体制を構築していく。

本校における、組織の主な役割としては、次のとおりである。

- 学校基本法に基づく取組推進や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- 学校における、いじめであるかどうかの判断
- 関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援体制・対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実行するための中核

いじめ防止等の対策には「未然防止」「早期発見」「早期対応」「報告・再発防止」がある。まず、「未然防止」「早期発見」については生徒指導主任を中心とした「生徒指導委員会」を組織し取組を行う。

「未然防止」については、全教育課程を通し、各学年、学級で共通した指導を徹底し、共感的人間関係の構築や規範意識の育成を図っていく。

「早期発見」については教育相談、アンケート調査等を行うとともに、日頃から家庭と連携しながら子どもたちの人間関係や変化をとらえていく。

いじめの問題が発生した場合には「いじめ・不登校対策委員会」で適切な対応を協議し、

共通理解のもと早期対応していく。問題が解決した際には、対応の評価を行い、教育委員会等へ報告とともに、再発防止策について指導の改善を図っていく。

生徒指導委員会（未然防止・早期発見）

校内委員会の構成メンバー ・校長 ・教頭 ・主幹教諭 ・教育相談担当 ・養護教諭
・各学年・なのはなから1名
把握する内容…児童の心身の状況把握、交友関係、家庭環境の変化、
家庭や地域での問題行動、いじめ・不登校問題

いじめ対策委員会（早期対応）

校内委員会の構成メンバー ・校長 ・教頭 ・主幹教諭 生徒指導担当 ・教育相談担当
・SC ・SSW ・特別支援教育コーディネーター ・養護教諭 ・当該学級担任 等
ケースに応じて構成
対応 ① いじめの事実関係を正確に把握する。
② いじめられた児童の安全を確保するとともに、全面的な支援（心のケア）をする。
③ 関係職員、保護者に把握した事実と今後の対応を伝え、指導方針の共通理解を図る。
④ 家庭や外部機関とも連携する。

（3）取組状況の評価と改善

本校においては、学校基本方針に基づく取組の評価・検証を「生徒指導委員会」および学期末（学年末）反省会で実施し、確実な実施と改善を図っていく。

（4）関係機関との連携

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談するものや直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。そのため、日常的に所轄の警察署等と連携する必要がある。

また、粕屋町いじめ問題対策連絡協議会や児童相談所とも連携を図り、事象に対する適切な対応を図っていく。

（5）適切な学校評価・教員評価

- いじめに関する学校評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、いじめの問題に対して学校が、問題を隠さず、その実態把握や対応にどのように取組を行っているのかについて評価する。（第34条対応、継続）
- いじめの取組に関する評価は、学校基本方針に位置づけられたPDC Aサイクルに基づき行う。（第34条対応、新）
- 国の「学校評価ガイドライン」を参考に、評価項目を作成し、アンケート等による学校評価を適切に行い、その結果を以降の取組に活かす。（第34条対応、継続）
- いじめに関する教員評価については、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日頃からの児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組を評価し、その結果を以降の取組に活かす。

(6) 具体的な対策

①いじめを生まない教育活動の推進《未然防止》

- 県総合対策において示す、命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実、命を大切にすることを育む体験活動の充実、学級活動の充実、校長による命の大切さやいじめに関する講話の実施、人間関係をつくる教育活動の実施等の取組を引き続き推進する。 【第15条対応、継続】
- 県総合対策において示す学校におけるいじめを生まない独自の取組の実施を一層促進する。 【第15条対応、強化】

ア わかる・できる授業づくり（自己肯定感・自尊感情の高まりによるいじめ防止）

- ・ 学習低位児に焦点を当てた授業づくり・教材開発を行い、習得や活用を図りながら、みんなが分かる指導を行う。
- ・ 少人数交流や全体交流を活発に行い、自分の考えを明らかにさせたり深めさせたりして主体的な学習態度を養う。
- ・ 学習規律の徹底を図り、学習道具、発表の仕方、話の聞き方等の学校で統一した指導を行う。
- ・ 前年度、効果のあった学習教材やカリキュラムを次年度学習課程に引き継ぎ、改善を図り続ける。
- ・ 指導方法工夫改善教員と連携し、少人数指導やT T指導を取り入れ、学習形態の工夫を図る。（習熟度別学習）

イ 基本的な生活習慣、規範意識の育成

- ・ 毎朝、教師やJ R C、児童会活動で挨拶運動を推進し、人と人の関わりを深めるようにする。
- ・ 福岡教育事務所と連携し、学習参観日に合わせ、外部講師を招聘し、「家庭教育講座」を開設し、家庭学習や基本的な生活習慣の向上を図る。
- ・ P T Aとの連携し、早寝早起き運動を実施したり、いじめチェックリスト配布や家庭教育リーフレットなど配付する。
- ・ 校内研究との関連化を図り、学習基盤部と連携しながら学習規律の徹底に取り組む。

ウ 支持的風土をもった学級集団づくり

- ・ 生徒指導の機能（自己決定の場、自己存在感、共感的人間関係）を生かした学級集団づくりを行い、社会的な資質・能力を養う。
- ・ 朝の会、帰りの会、学級活動等で一人一人の個性を認め合わせ、好ましい人間関係の育成を図る。
- ・ 学級活動Ⅰ（話し合い活動）を通じた望ましい人間関係の育成

エ 道徳教育の充実

- ・ かがやき、あおぞら、私たちの道徳、道徳教材等を活用して命の学習、人間関係、集団育成など心の育成を図る。
- ・ 特別の教科道徳として年間指導計画を見直し、問題解決的な学習をめざす。

オ 連帯感・存在感を高める体験活動の充実

- ・ 子ども達に考えさせ、主体的に行える体験活動を仕組み、子どもたちに満足感や成就感を味わわせる。
（運動会・集団宿泊学習・修学旅行・学習発表会、中央小フェスティバルなど）

- ・ 日常的な係活動や清掃活動等について、活動の意義を理解させ主体的な活動ができるようにする。(活動に対する評価を適切に行う：賞賛と励まし、改善等)

②いじめの早期発見

- いじめの問題に対する学校の取組の充実のため、「いじめの早期発見・早期対応の手引」(県教育委員会作成)及び「いじめ問題」(県・県私学協会作成)の活用の一層の徹底を図る。
- 県総合対策において示す、いじめアンケート等の定期的な実施や教育相談活動の実施等の取組を引き続き推進する。【第16条対応、継続】
- 相談・通報等を受けた学校は、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置により客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに学校の設置者に報告しなければならない。【第23条対応、強化】
- 法が規定するいじめの通報・相談への迅速で的確な対応を図るため、公立学校においては県と連携し、いじめの相談・通報に対する調査結果の市町村教育委員会・県教育委員会への報告体制を構築する。【第16条・第23条対応、強化】

ア 児童観察

- ・ 子どもの状況を観察し、細かな変化を見逃さないように留意する。子どもに変化が見られた場合は教育相談を実施したり、家庭と連絡をしたりする。

イ 教育相談週間の設定

- ・ ひまわりの日(教育相談)(月2回)を設定し、児童の不安解消やなやみを聞く場を設定する。
- ・ 毎月のアンケートを回収後、記入事項のあった児童には、個別に面談を行う。ただし、「いじめに特化したアンケート」(学期に1回)を実施した後は、全員と面談する。
- ・ 保健室前に相談ポストを設置し、児童の相談を常時受け付ける。

ウ 生活アンケート調査の実施(毎月)といじめアンケートの実施(学期1回)

- ・ 「生活に関するアンケート」(記名)を年8回(4月、5月、7月、9月、11月：持ち帰りアンケート、12月、1月、3月)行い、記名アンケート以外の月には、いじめに特化した「生活アンケート」(無記名)を年3回(6月、10月、2月)行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめゼロの学校づくりを目指す。
- ・ 児童が記入したアンケートは、次年度まで保管し、校内委員会の記録(アンケート集約結果)は、卒業後5年間保管することとする。

エ 生徒指導委員会の実施

- ・ 生徒指導委員会を毎月実施し、アンケート結果や、気になる児童などの報告や審議を行い、学校全体で共有する。

オ QUテストの実施

- ・ QUテストを年2回(6月、11月)実施し、それぞれの児童の自己肯定感、社会性、学級の支持的風土など多角的に状況を把握し改善に努め、指導に生かす。

③いじめの早期対応

- 県総合対策において示す「校内いじめ対策委員会」等の月1回開催の徹底をはじめとする学校におけるいじめの問題への組織的指導体制の整備等の取組を引き続き推進する。
- 被害生徒の権利利益を擁護するための配慮として、区域外通学や別室指導等柔軟な対応に引き続き努める。【第16条・23条対応、継続】
- 公立小中学校における出席停止制度等の適切な運用及び全ての学校における毅然とした組

織的指導の徹底を図り、いじめを行った児童生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を引き続き推進する。 【第25条・26条対応、継続】

○ 公立学校においては、学校だけでは対応が困難な事案に対して、市町村の支援チームや県と連携したいじめ問題等学校支援チームの活用を行い、いじめの問題の早期解決に努める。

【第18条対応、継続】

いじめの問題が発生した場合には「いじめ対策委員会」が中心となって対応に当たる。具体的な対応は以下の通りである。

《具体的な対応マニュアル》

	いじめられた児童への対応	いじめた児童への対応	保護者への対応
一次対応 緊急対応	<p>①いじめの事実関係の把握</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いつ、どこで、誰に、何をされたか」を時系列で整理 ・聞き取りは児童に最も信頼されている教師が実施 <p>②いじめられた児童の安全確保及び全面的な支援(心のケア)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・安心感を持たせる ・別室登校などの措置 <p>③校長及び関係職員、保護者に対する把握した事実と今後の対応の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を整理した資料の準備 ・複数の教師での家庭訪問による報告 	<p>①複数教師によるいじめの事実と経過の確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「いつ、どこで、誰が、何をしたか」を時系列で整理 ・不満感や不信感等については一方的に否定したり説論したりしない丁寧な聞き取り ・事実確認と指導を区別 <p>②校長・関係職員及び保護者への事実関係の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事実関係を整理した資料の準備 <p>※いじめられた児童の聞き取りとの整合性の確認</p>	<p>○時系列に整理した正確な事実関係の速やかな報告</p> <p>○複数教師での家庭訪問による報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・担任と同行する教師は管理職や学年主任等、経験豊かな教師 ・わかりやすい言葉で明確に報告 <p>○保護者の願いの傾聴による信頼関係の構築</p>
二次対応 短期対応	<p>④保護者や関係機関等と連携を図りながらの支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・役割分担の明確化（誰が、いつ、どこで、何をするのか） ・SSWや児童相談所等、警察等との連携 	<p>③いじめの態様に応じた指導方針立案、及び職員間の共通理解</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「冷やかし・からかい」への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・行為の理不尽さを理解させる ○「仲間はずれ」「集団無視」「持ち物隠し」への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・不満、不信を傾聴とよりよい解決策の検討 ○「言葉での脅し」「暴力」「たかり」への対応 <ul style="list-style-type: none"> ・犯罪行為の場合は関係機関と連携 	<p>○新たに分かった事実や今後の指導方針の報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ・警察等関係機関と連携を図る場合は加害・被害側両者へ確認をとる <p>○加害・被害にかかわらない誠意を持った対応、及び協働した問題解決</p> <ul style="list-style-type: none"> ・必要に応じた保護者会の開催 <p>※誤った情報の流布や錯綜が生じないように</p>
	⑤いじめられた児童の学級及び	④規範意識の育成や人間関係	○今後の学校での対応の報

三 次 対 応 長 期 対 応	集団への適応促進 <ul style="list-style-type: none"> ・再発防止の継続観察 ・状況によっては別室登校や弾力的な学級編制替え ・ソーシャルスキルトレーニング（コミュニケーション技術を向上させる） ・アサーショントレーニング（適切な自己主張能力を向上させる） 	づくりの改善に向けた継続的な指導 <ul style="list-style-type: none"> ・全員が当事者であることへの理解 ・共感的人間関係づくり ・自己存在感が味わえる学級集団づくり <p>※いじめた側の児童には「中和の技術」～いじめ正当化のストラテジー～が働いていることを踏まえて指導する。</p>	告、及び家庭での協力依頼
--	---	--	---------------------

《教育委員会への報告》

- 1 緊急連絡
 - いじめ問題が発生し、事実関係が明確になった段階の報告
- 2 詳細連絡
 - 指導方針や保護者の状況等が明確になった段階での報告
- 3 報告
 - いじめ問題への対応と結果（解消・継続指導）の報告

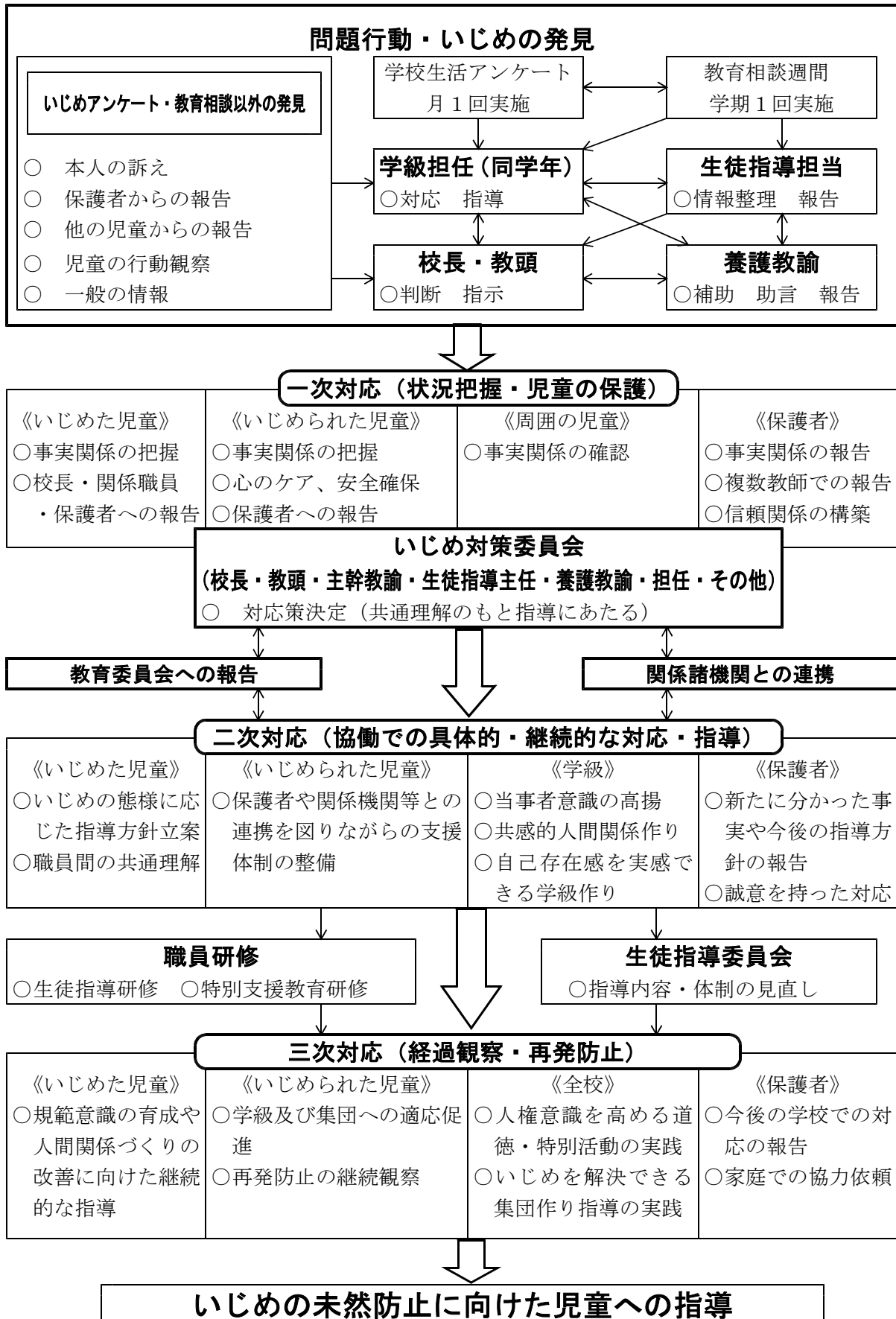
《関係機関・相談機関との連携》

- 1 連携が必要な場合

- ① 心理的なケアが必要であると判断した場合
 - ② 児童や保護者が、教師には相談しにくい状況にあると判断した場合
 - ③ 問題行動を繰り返す児童の処遇や、配慮を要する保護者に関する場合
 - ④ 学校間・異年齢にまたがる集団による場合 等
- 2 連携のための配慮事項

- 安易に関係機関や相談機関に依頼したり、連携後は任せっぱなしになったりしてしまうと、学校と児童・保護者の信頼関係が損なわれてしまうため、連絡は密にとる。
 - 関係機関・相談機関との連携は、担任や担当教師が自分の判断で行うものではなく校長が判断し、学校の指導体制の一貫として行う。
 - 保護者に関係機関・相談機関を勧めるときは、その不安な気持ちを十分に受け止めながら、保護者が学校や教師への不信感を生まないように十分な配慮をし、信頼関係を築く。
- 3 連携する諸機関
 - ①学校生活に関すること：子どもホットライン 県教育センター
 - ②家庭生活に関すること：児童相談所 県社会教育総合センター 精神保健福祉センター
 - ③非行に関すること：県警察本部少年課 児童相談所 ヤングテレホン

いじめ発生時の対応図



④教育相談体制の整備

- いじめの問題の早期対応に向けて、県と連携してスクールカウンセラー等外部の専門家を配置するなど、学校の教育相談機能の向上に努める。【第18条対応、継続】
- 県や市町村と連携し、子どもホットライン24相談窓口や市町村の相談窓口等の周知の徹底を図り、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に努める。【第16条・第21条対応、継続】
- 学校の求めに応じて派遣される人材の確保のため、県や市町村と連携し、教育相談体制の整備に係る対策の充実に努めるとともに、関係機関・団体等との連携をより一層強化するよう努める。【第17条対応、新・継続】

【問題を未然に防いだり、問題に則対応ができる教育相談体制の確立】

- 校内の相談体制の充実（ひまわりの日・教育相談週間・相談ポスト等）
- スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーとの連携

⑤教員研修の充実

- 学校の教職員のいじめの問題に関する資質の向上を図るため、県や学校設置者と連携し、学校基本方針の共通理解をはじめいじめの防止等のための対策に関する校内研修を実施する。【第18条対応、継続】
- 県教育センターと連携し、いじめの防止及び早期発見のための方策等に関する調査研究及び検証等に協力するとともに、調査研究成果である校内研修指導資料等の活用を努める。【第20条対応、継続】

【生徒指導に関する研修の充実】

- いじめ問題に対応する生徒指導関係の研修に以下の内容を位置づけ実施する。
- 学級集団作りに関する研修（QUテストの見方など）
 - 人間関係を深める「道徳の時間」や「学級活動」の指導法に関する研修
 - いじめ問題に対応するスキルを身に付ける研修

⑥保護者・地域等への働きかけ

- 保護者が、法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう、県と連携し、いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布など家庭への支援を継続し、啓発活動を推進する。【第21条対応、継続】
- 家庭におけるインターネットを通じて行われるいじめへの理解や早期発見の促進のために、県と連携し、家庭用リーフレットにおけるインターネットを通じて行われるいじめに関する内容を周知する。【第19条対応、継続】
- 福岡県PTA連合会による「いじめ撲滅月間」における取組の推進や企業による地域での見守り活動の推進など、関係団体等と連携した取組の推進に努める。【第17条対応、継続】

【保護者との連携】

- 親子で学ぶ規範意識学習（ネットによるいじめ防止）の取組（3・4年）
- PTAと連携した家庭教育の充実（新家庭教育宣言の取組）
- 学級集会による情報交換及びいじめ等防止啓発
- 学校だよりによるいじめの問題等防止啓発

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

(学校の設置者又はその設置する学校による対処) 第28条

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当な期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

《解釈》

- 「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。
(例)・児童が自殺を計画した場合
・身体に重大な傷害を負った場合
・金品等に重大な被害を被った場合
・精神性の疾患を発症した場合
- 「相当な期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。
- 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態ではない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たらなければならない。

(2) 学校が実施すべき事項（法律事項の整理）

- 重大事態に係る学校が調査を行う場合の学校の下組織の設置と事実関係の調査
(第28条第1項)
- 学校が調査を行った場合の関係児童及び保護者への情報提供 (第28条第2項)
- 重大事態の発生にともなう町教育委員会を通じた町長への報告 (第30条第1項)

【調査要領】

- ・ 重大事態が発生した場合、直ちに学校の設置者（粕屋町教育委員会）に報告する。
- ・ 学校の設置者（粕屋町教育委員会）の判断に基づき、学校が調査主体となった場合、事態への対処及び再発防止のための調査を行う。当該重大事態の因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を明確にするよう努める。
- ・ いじめられた児童又は保護者が希望し、第28条第1項の調査に平行して県知事または町長による調査を実施する場合、調査対象となる児童等の心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、平行して行われる調査主体と密接に連携して適切に役割分担等を行う。
- ・ 学校が調査主体とならなかった場合は、資料を提供するなど積極的に調査に協力しなければならない。

(3) 学校による調査

① 調査を行う組織＝「いじめ対策委員会」

- 学校が調査主体となる場合、調査を行うための組織は「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えるなどの方法により組織する。
- 組織に加える専門家の構成については、弁護士や精神科医、学識経験者、心理や福祉の専門家等の専門的な知識又は経験を有する者とする。
- 組織に加える専門家は、粕屋町教育委員会や福岡県教育委員会と連携し、当該重大事態の性質に応じて、職能団体や大学、学会からの推薦等による方法で選出する。
- 組織に加える専門家は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者とし、当該調査の公平性・中立性を確保する。

② 事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。従って、たとえ不都合なことがあったとしても、事実にしつかりと向き合おうとする姿勢で、附属機関に対し積極的に資料を提供する。

ア いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童生徒から十分に聴き取るとともに、在籍児童生徒や教職員に対する質問票を使った調査や聴き取り調査を行う。この際、いじめられた児童生徒や情報を提供してくれた児童生徒を守ることを最優先とした調査実施が必要である（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒の学校復帰が阻害されることのないよう配慮する等）。

また、調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童生徒への指導を行い、いじめ行為を止めなければならない。

さらに、いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童生徒の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行うことが必要である。

これらの調査を行うに当たっては、国が示している「学校における『いじめの防止』『早期発見』『いじめに対する措置』のポイント」を参考にしつつ、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者がより積極的に学校を指導・支援したり、関係機関とより適切に連携したりして、対応することが必要である。

イ いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合

入院や死亡など、いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手する必要がある。調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査などにより行う。

(自殺の背景調査における留意事項)

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、以下の事項に留意して、国が示す調査の指針を参考とする。

万一、児童生徒の自殺という事態が起こった場合の調査については、防止に資する観点から、背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

- 背景調査に当たり、遺族が、当該児童生徒を最も身近に知り、また、背景調査について切実な心情を持つことを認識し、その要望・意見を十分に聴取するとともに、できる限りの配慮と説明を行う。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 死亡した児童生徒が置かれていた状況として、いじめの疑いがあることを踏まえ、学校の設置者又は学校は、遺族に対して主体的に、在校生へのアンケート調査や一斉聴き取り調査を含む詳しい調査の実施を提案する。
- 詳しい調査を行うに当たり、学校の設置者又は学校は、遺族に対して、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成等、調査の概ねの期間や方法、入手した資料の取り扱い、遺族に対する説明の在り方や調査結果の公表に関する方針などについて、できる限り、遺族と合意しておく。
- 背景調査においては、自殺が起きた後の時間の経過等に伴う制約の下で、できる限り、偏りのない資料や情報を多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、客観的に、特定の資料や情報にのみ依拠することなく総合的に分析評価を行う。
- 客観的な事実関係の調査を迅速に進めることが必要であり、それらの事実の影響についての分析評価については、専門的知識及び経験を有する者の援助を求めることが必要である。
- 学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供について必要な指導及び支援を行うことが必要である。
- 情報発信・報道対応については、プライバシーへの配慮のうえ、正確で一貫した情報提供が必要であり、初期の段階で情報がないからといって、トラブルや不適切な対応がなかったと決めつけたり、断片的な情報で誤解を与えたりすることのないようにする。
- 報道機関は、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や子供の自殺の連鎖の可能性などを踏まえ、WHO（世界保健機関）による自殺報道への提言を参考にして、報道の在り方には特別の注意をするように努め、学校の設置者は、自殺に関する報道等に関して、積極的に報道機関に協力を求める。

③ その他留意事項

いじめに対する措置第23条第2項に基づき、学校において、いじめの事実の有無の確認のための措置を講じた結果、重大事態であると判断した場合も想定されるが、それのみでは重大事態の全貌の事実関係が明確にされたとは限らず、未だその一部が解明されたにすぎない場合もあり得る。

このことから、第28条第1項の「重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」として、第23条第2項で行った調査資料の再分析や、必要に応じて新たな調査

を行うこととする。ただし、同条同項による措置により事実関係の全貌が十分に明確にされたと判断できる場合は、この限りでない。

また、事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。例えば、特に市町村教育委員会においては、義務教育段階の児童生徒に関して、出席停止措置の活用や、いじめられた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等弾力的な対応を検討することが必要である。

さらに、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童生徒が深く傷つき、学校全体の児童生徒や保護者や地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。学校の設置者及び学校は、児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮する。

(4) いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係(いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか)について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい。

これらの情報の提供に当たっては、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行うことが必要である。

(5) 調査結果の提供及び報告

被害児童・保護者に対して以下の①～⑥の事項について説明する。説明を行う主体は、粕屋町及び学校が行う場合と、第三者調査委員会が行う場合が考えられる、状況に応じて適切に主体を判断する。

① 調査の目的・目標

重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするのではなく、粕屋町及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態発生防止を図るものであることを説明する。

② 調査主体(組織の構成、人選)

被害児童・保護者に対して、調査組織の構成について説明する。調査組織の人選については、職能団体からの推薦を受けて選出したものであることなど、公平性・中立性が担保

されていることを説明する。必要に応じて職能団体からも、専門性と公平性・中立性が担保された人物であることの推薦理由を提出してもらおう。

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

被害児童・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでどのくらいの期間が必要となるのかについて目処を示す。

調査の進捗状況について、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め被害児童・保護者に対して説明する。

④ 調査事項（いじめの事実関係、粕屋町及び学校の対応等）・調査対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）

予め、重大事態の調査において、どのような事項（いじめの事実関係、粕屋町及び学校の対応等）をどのような対象（聞き取り等をする児童生徒・教職員の範囲）に調査するかについて、被害児童・保護者に対して説明する。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順）

重大事態の調査において使用するアンケート調査の様式、聞き取りの方法、手順を、被害児童・保護者に対して説明する。説明した際、被害児童・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り調査の方法に反映する。

⑥ 調査結果の提供（被害者側、加害者側に対する提供等）

○ 調査結果（調査の過程において把握した情報を含む。以下同じ）お提供について、被害児童・保護者に対して、どのような内容を提供するのか、予め説明する。

○ 被害児童・保護者に対し、予め、個別の情報については、粕屋町の個人情報保護条例に従って説明する。

○ 被害児童・保護者に対してアンケート調査等の結果、調査票のの原本の扱いについて、予め、情報提供の方法方を説明する。アンケートで得られた情報の提供は、個人名や筆跡等の個人の識別ができる情報を保護する（例えば個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の配慮の上で方法を採用、又は一定の条件の下で調査票の原本を情報提供する方法を採用。

○ 調査票を含む調査に係わる文書の保存について、粕屋町の文書管理規則に基づき行うことに触れながら、文書の保存期間を説明する。

○ 加害者に対する調査結果の説明の方法について、可能な限り、予め、被害児童・保護者同意を得ておく。

※ 調査を実施するに当たり、上記の①～⑥までの事項について、加害児童生徒及びその保護者に対しても説明を行う。その際、加害児童生徒及びその保護者からも、調査に関する意見を適切に聞き取る。